

山梨県災害廃棄物処理計画 資料編

資料編 目次

1	関係機関の連絡先	- 1 -
(1)	市町村	- 1 -
(2)	一部事務組合	- 2 -
(3)	県の廃棄物担当部署	- 2 -
(4)	協定締結団体	- 2 -
2	県内の一般廃棄物処理施設一覧	- 3 -
3	協定関連情報	- 6 -
(1)	山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	- 6 -
(2)	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	- 8 -
(3)	大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定	- 10 -
(4)	市町村から県への支援要請様式	- 13 -
4	地震別の災害廃棄物発生量	- 15 -
5	災害等補助金事業関連情報	- 17 -
(1)	災害等廃棄物処理事業費補助金の概要	- 17 -
(2)	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の概要	- 19 -
6	災害廃棄物処理実行計画関連情報	- 20 -
7	県への事務委託に係る規約（例）	- 21 -
8	廃棄物処理法特例制度一覧	- 22 -
(1)	市町村による一般廃棄物処理施設の設置についての特例	- 22 -
(2)	市町村から処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設設置についての特例	- 22 -
(3)	一般廃棄物委託基準についての特例	- 22 -
(4)	非常災害時の産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設に ついでの特例	- 23 -

1 関係機関の連絡先

(1) 市町村

市町村名	所管課名	住所	電話番号	ファクシミリ番号
甲府市	環境総室総務課	甲府市上町 601-4	055-241-4311	055-241-6190
富士吉田市	(ごみ) 環境美化センター ごみ処理施設	富士吉田市小明見 3-11-32	0555-22-0030	0555-30-4154
	(し尿) 環境美化センター し尿処理施設	富士吉田市小明見 3-11-17	0555-22-2292	0555-22-2292
都留市	地域環境課	都留市上谷 1-1-1	0554-43-1111 (内 171)	0554-43-5049
山梨市	環境課	山梨市小原西 843	0553-22-1111 (内 2252)	0553-23-2800
	環境センター	山梨市南 2160	0553-23-1555	0553-23-1556
大月市	市民課	大月市大月 2-6-20	0554-23-8023	0554-23-1216
韮崎市	環境課	韮崎市水神 1-3-1	0551-22-1111 (内 131)	0551-23-0249
南アルプス市	環境課	南アルプス市小笠原 376	055-282-6097	055-282-6681
北杜市	環境課	北杜市須玉町大豆生田 961-1	0551-42-1341	0551-42-2235
甲斐市	環境課	甲斐市篠原 2610	055-278-1706	055-278-7214
笛吹市	環境推進課	笛吹市石和町市部 809-1	055-261-2044	055-262-8509
上野原市	生活環境課	上野原市上野原 3832	0554-62-3114	0554-30-2041
	クリーンセンター	上野原市上野原 8344	0554-63-5353	0554-63-6250
甲州市	環境課	甲州市塩山上於曾 1085-1	0553-33-4404	0553-32-1818
中央市	市民環境課	中央市臼井阿原 301-1	055-274-8543	055-274-1124
市川三郷町	生活環境課	西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3	055-272-6092	055-272-5601
早川町	町民課	南巨摩郡早川町高住 758	0556-45-2518	0556-20-5000
身延町	環境課	南巨摩郡身延町飯富 2241-75 番地先	0556-42-4814	0556-42-4815
南部町	水道環境課	南巨摩郡南部町福土 28505-2	0556-66-3407	0556-66-2190
	南部町環境センター	南巨摩郡南部町万沢 5979-3	0556-67-3619	0556-67-3680
富士川町	町民生活課	南巨摩郡富士川町天神中條 1134	0556-22-7209	0556-22-8666
昭和町	環境経済課	中巨摩郡昭和町押越 542-2	055-275-8355	055-275-5250
道志村	産業振興課	南都留郡道志村 6181-1	0554-52-2114	0554-52-2574
西桂町	産業振興課	南都留郡西桂町小沼 1501-1	0555-25-2121	0555-20-2015
忍野村	環境水道課	南都留郡忍野村忍草 1514	0555-84-7781	0555-84-7805
山中湖村	村民生活環境産業課	南都留郡山中湖村山中 237-1	0555-62-5374	0555-62-5375
鳴沢村	住民課	南都留郡鳴沢村 1575	0555-85-3082	0555-85-2461
富士河口湖町	環境課	南都留郡富士河口湖町船津 1700	0555-72-3169	0555-72-6038
小菅村	住民課	北都留郡小菅村 4698	0428-87-0111	0428-87-0933
丹波山村	住民生活課	北都留郡丹波山村 890	0428-88-0211	0428-88-0207

(2) 一部事務組合

組合名	住所	電話番号	ファクシミリ番号
中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑 1189	055-273-5711	055-273-5819
峡北広域行政事務組合	韮崎市龍岡町下條南割 1895	0551-22-3437	0551-22-3749
峡南衛生組合	南巨摩郡身延町下田原 2548	0556-42-2207	0556-42-2264
三郡衛生組合	南アルプス市東南湖 1080	055-284-0432	055-284-0691
青木ヶ原衛生センター	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原 514	0555-85-2277	0555-85-2277
青木が原ごみ処理組合	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原 514	0555-85-2652	0555-85-2735
大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩 3274 番地	0554-20-2651	0554-20-2655
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾 1440 番地 1	055-266-7744	055-266-7745
山梨県市町村総合事務組合	甲府市蓬沢町一丁目 15 番 35 号	055-235-3228	055-222-3846
山梨西部広域環境組合	中央市藤巻 2303-2	055-244-5301	055-244-5302

(3) 県の廃棄物担当部署

所属名	住所	電話番号	ファクシミリ番号
環境整備課	甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号	055-223-1515	055-223-1507
中北林務環境事務所環境・エネルギー課	韮崎市本町四丁目 2-4	0551-23-3090	0551-23-3097
峡東林務環境事務所環境・エネルギー課	甲州市塩山上塩後 1239-1	0553-20-2739	0553-20-2728
峡南林務環境事務所環境・エネルギー課	西八代郡市川三郷町高田 111-1	055-240-4141	055-240-4189
富士・東部林務環境事務所環境・エネルギー課	都留市田原二丁目 13-43	0554-45-7811	0554-45-7807

(4) 協定締結団体

団体名	住所	電話番号	ファクシミリ番号
一般社団法人山梨県産業資源循環協会	甲府市中町 219-9	055-244-0755	055-244-0756
山梨県カーリサイクル協同組合	中巨摩郡昭和町河東中島 314 番地	055-275-2139	055-275-2139

2 県内の一般廃棄物処理施設一覧

ごみ焼却処理施設一覧表

令和6年5月現在

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	燃焼形式	炉型式	炉数	排ガス処理方式	運転開始年月	余熱利用		備考
										温水	発電	
1 富士吉田市	環境美化センター ごみ処理施設	富士吉田市小見三丁目11番32号	富士吉田市(西桂町)(忍野村) (富士河口湖町) 1市(2町1村)	170	全連続	ストーカ 灰溶融	2	BF	H14.12	○	○	-
2 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原8344	上野原市(小菅村)(丹波山村) 1市(2村)	40	機械化 パッチ	ストーカ	2	BF	H9.10	○	-	-
3 山中湖村	クリーンセンター	南都留郡山中湖村 平野506・507	山中湖村 1村	45	機械化 パッチ	ストーカ	2	EP	H3.4	-	-	-
4 中巨摩地区広域事務組合	清掃センター	中央市一町畑1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	270	全連続	ストーカ	3	BF	H9.2	○	-	-
5 峡北広域行政事務組合	峡北広域 環境衛生センター	韮崎市龍岡町 下條南割1895	韮崎市 北社市 甲斐市 3市	160	全連続	キルン式 ガス化 溶融炉	2	BF	H14.12	○	○	-
6 峡南衛生組合	ごみ焼却場	西八代都市川三郷町 鴨狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町 南部町 4町	30	機械化 パッチ	ストーカ	2	BF	H8.4	-	-	-
7 大月都留広域事務組合	クリーンセンター	大月市初狩町 中初狩3274	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	104	全連続	ストーカ 灰溶融	2	BF	H14.12	○	-	-
8 甲府・峡東地域ごみ処理 施設事務組合	クリーンセンター	笛吹市境川町寺尾 字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	369	全連続	流動床	3	BF	H28.10	○	○	-

※ 中央市の一部と鳴沢村は県外の民間焼却施設での処理

粗大ごみ処理施設一覧表

令和6年5月現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	選別数	運転開始年月	備考
1 富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町 河口385	富士河口湖町 1町	5	併用	4	S63.4	-
2 中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	40	破碎	4	S62.1	-

埋立処分施設一覧表

令和6年5月現在

設置主体名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	処理能力		処理方式		埋立開始年月	埋立終了年月	備考
			埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立構造	浸出水 処理方式			
1 甲府市	甲府市小曲町 948-1	甲府市 1市	95,400m ³ (14,400m ²)	50m ³ /日	準好気性埋立	接触ばっ気法	S61.9	H7.3	-
2 甲府市	甲府市増坪町 710-3	甲府市(旧石和町)) 1市(1市)	47,900m ³ (12,870m ²)	40m ³ /日	準好気性埋立	回転円板	H7.9	H13.5	-
3 甲府市	甲府市西高橋町 383	甲府市 1市	58,800m ³ (13,300m ²)	35m ³ /日	準好気性埋立	高度処理 (活性炭吸着、 キレート吸着)	H15.5	H22.3	-
4 山梨県市町村総合事務 組合	笛吹市境川町寺尾 1246番1	県内全市町村	302,000m ³ (28,570m ²)	120m ³ /日	準好気性埋立	アルカリ凝集 沈殿法	H30.12	-	-

資源化等を行う施設一覧表

令和6年5月現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別数	稼働開始 年月	備考
1 富士吉田市	富士吉田市小見三丁目11番32号	富士吉田市 (西桂町) (忍野村) 1市(1町1村)	30	8	H15.4	びん類を手選別後、破碎し選別
2 上野原市	上野原市上野原8344	上野原市 (丹波山村) (小菅村) 1市(2村)	5	5	H20.4	びん類を手選別後、破碎し選別
3 山中湖村	南都留郡山中湖村平野506・507	山中湖村 1村	9	5	H7.4	びん類を手選別後、破碎し選別
4 峡北広域行政事務組合	韭崎市龍岡町下條南割1895	韭崎市 北杜市 甲斐市 3市	15	4	H18.4	不燃物を破碎し選別
5 青木が原ごみ処理組合	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原514	笛吹市 中央市 富士河口湖町 鳴沢村 2市1町1村	10	5	S50.4	びん類を手選別後、破碎し選別 アルミ・鉄を選別し圧縮
6 大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩3274	都留市 大月市 (道志村) 2市(1村)	31	7	H15.4	びん類を含め、破碎し選別
7 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	30.6	2	H29.4	不燃ごみ、不燃性粗大ごみを破碎し選別
8 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	6.4	1	H29.4	プラスチック製容器包装を圧縮梱包
9 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	10	1	H29.4	紙製容器包装、ミックスペーパーの圧縮梱包
10 中央市	中央市浅利192	中央市 1市	9	1	R1.10	汚泥・生ごみを堆肥化

し尿処理施設一覧表

令和6年5月現在

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	処理規模 (t2/日)	処理方式	運転開始 年月	汚泥の処理	備考
1 富士吉田市	環境美化センターし尿処理施設	富士吉田市小見三丁目11番32号	富士吉田市(西桂町)(忍野村)(山中湖村) 1市(1町2村)	90	膜分離	H4.4	焼却	-
2 山梨市	環境センターし尿処理場	山梨市南2160	山梨市 1市	45	二段活性	S58.4	焼却	-
3 北杜市	北部ふるさと公苑	北杜市長坂町中丸916	北杜市 1市	46	標準脱窒	H4.4	焼却	-
4 笛吹市	クリーンセンター	笛吹市石和町砂原936-2	笛吹市 1市	40	嫌気性消化	S52.3	脱水	-
5 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原8344	上野原市 1市	40	好気性	S54.4	焼却	-
6 甲州市	環境センターし尿処理場	甲州市塩山千野3136	甲州市 1市	20	標準脱窒	H15.4	堆肥化(生ごみ50kg/日)	汚泥再生処理センター
7 峡南衛生組合	し尿処理場南部支所	南巨摩郡南部町万沢5979-3	南部町 1町	19	標準脱窒+高度処理	H18.4	堆肥化(生ごみ50kg/日)	汚泥再生処理センター
8 中巨摩地区広域事務組合	衛生センター	中央市乙黒1083-3	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町(甲府市) 3市1町(1市)	85	高負荷	H5.10	焼却	-
9 峡北広域行政事務組合	峡北南部衛生センター	韮崎市栄2-5-48	韮崎市 北杜市 甲斐市 3市	72	好気性	S51.3	脱水	-
10 峡南衛生組合	し尿処理施設	西八代都市川三郷町鴨狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町 3町	40	膜分離+高度処理	H1.4	焼却+堆肥化(生ごみ300kg/日)	-
11 三郡衛生組合	三郡クリーンセンター	南アルプス市東南湖1080	南アルプス市 市川三郷町 富士川町 1市2町	61	膜分離+高度処理	H12.4	脱水	-
12 青木ヶ原衛生センター	衛生センター	南都留郡富士河口湖町 精進青木ヶ原514	富士河口湖町 鳴沢村(甲州市)(中央市)(道志村) 1町1村(2市1村)	50	嫌気性	S46.12	脱水	-
13 大月都留広域事務組合	し尿処理場	都留市田野倉1130	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	92	二段活性	S61.12	焼却	-

コミュニティプラント一覧表

令和6年5月現在

設置主体	施設名称	処理方式	計画1日最大 汚水量 (m ³ /日)	運転開始 年月	運転管理体制	備考
1 甲斐市	松島団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	363	S56	委託	-
2 甲斐市	双葉登美団地地域し尿処理場	長時間ばっき	298	S63.3	委託	-
3 中央市	よし原処理センター	標準活性汚泥	2,500	S52.4	委託	-
4 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	長時間ばっき	160	S60.4	委託	-
5 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	膜分離活性汚泥	50	H27.9	委託	-

3 協定関連情報

(1) 山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

(市町村、一部事務組合、山梨県)

山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

山梨県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）並びに山梨県（以下「県」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第4条の2の規定による災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の災害廃棄物等の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

(役割)

第2条 市町村等は、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理の実施
- (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の用地の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

2 県は、円滑な支援体制を確保するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 災害による被害状況の調査と支援情報の収集
- (2) 市町村等への支援の協力依頼及び調整

3 市町村等及び県で構成する山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会は、前2項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

(責務)

第3条 市町村等は、災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑処理に協力する。
- (2) 仮置場の用地の提供又は職員の派遣に係る協力依頼があったときは、応ずるよう努める。

(協力の手順)

第4条 被災市町村等が、本協定に係る支援を要請する場合は、県の環境整備課を窓口として要請するものとする。

2 前項の要請があった場合は、県の環境整備課長は、市町村等に対し、協力依頼を行うものとする。

3 前2項にかかわらず、緊急に支援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に支援を行うことができるものとする。この場合において、支援を行う市町村等は、その旨を県の環境整備課に報告するものとする。

4 第2条第1項第1号に定める相互支援を行う際には、支援を行う市町村等は、施設の地元自治会等に連絡を行うものとする。

(費用負担)

第5条 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請した市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

(この協定の締結に係る市町村等の同意の方法)

第6条 この協定の締結に係る市町村等の同意は、別表1及び別表2に掲げる市町村等の長が同意書に記名押印することにより証するものとする。

2 県は、県及び市町村等が記名押印した協定書及び前項の同意書を編綴して協定書本書として保有し、その写しを作成の上、市町村等に配布するものとする。

3 この協定の締結の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定に参加することができる。

(地位の承継)

第7条 この協定を締結した一部事務組合の構成団体である市町村の廃置分合、共同処理する事務の変更等により、当該一部事務組合の地位を承継した者は、この協定に係る当該一部事務組合の地位を承継するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(2) 地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定

((一社) 山梨県産業資源循環協会)

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県内において地震等大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分、仮置場の管理・運営等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、地震等大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリートくず、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内市町村・一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する次の各号に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の中間処理・処分
- (4) 災害廃棄物の仮置場の管理・運営
- (5) 前各号に伴う必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(経費の負担)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した経費については、原則として当該市町村等が負担するものとし、その額は乙と当該市町村等で協議の上決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山梨県環境・エネルギー部環境整備課、乙においては一般社団法人山梨県産業資源循環協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を3年ごとに作成し、これを甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

この協定は、平成17年5月12日から効力を発生する。

※ 平成31年4月、名称変更

※ 令和5年3月、業務内容に「災害廃棄物の仮置場」に係る内容の追記等

(3) 大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定 (山梨県カーリサイクル協同組合)

大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県カーリサイクル協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時における応急復旧活動の阻害となる障害物の除去等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県内において大規模災害が発生した際、市町村が実施する応急措置について、甲が市町村から業務実施の調整依頼を受けた場合において、乙に対して要請する障害物の除去等の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市町村から障害物の除去等の実施に係る調整依頼を受けたときは、乙に対し、「応援業務要請書（様式1）」により当該市町村への協力の要請を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

(業務の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の組合員の保有する機材を活用し、必要な協力を行うものとする。

2 乙は、応援業務を完了したときは、「応援業務実施報告書（様式2）」により、甲及び当該市町村に報告するものとする。

(費用の負担)

第4条 本協定に基づく応援業務に要する費用については、原則として当該市町村が負担するものとし、その額は、乙と当該市町村が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第5条 本協定に基づく応援業務の実施により、乙の組合員及び機材が損害を受けた場合の補償は、乙の責において行うものとする。

(損害補償)

第6条 本協定に基づく応援業務の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責において行うものとする。ただし、当該市町村が除去等を要請した対象物に係る補償については、乙と当該市町村が協議して定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

様式1

年 月 日

山梨県カーリサイクル協同組合
理事長 様

山梨県知事

応援業務要請書

大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり応援要請します。

なお、応援業務の詳細な内容については、市町村の担当者と直接、協議されるようお願いいたします。

記

1 実施日時(期間)

2 実施場所

3 災害状況及び応援業務の内容(障害物の種類、数量等)

4 市町村の担当者

所 属	
氏 名	
電 話	
FAX	

5 県の担当者

所 属	環境・エネルギー部 環境整備課
氏 名	
電 話	
FAX	

6 その他必要な事項

以上

様式 2

年 月 日

山梨県知事 様
〇〇市町村長 様

山梨県カーリサイクル協同組合
理事長

応援業務実施報告書

大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定第3条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 実施日時(期間)

2 実施場所

3 実施内容

4 乙の現場責任者

実施組合員(事業所名)	
氏名	
電話	
FAX	

5 実施事業所名

実施組合員(事業所名)	人員	使用機材

6 その他必要な事項

以上

障害物の除去等に係る支援要請書

(山梨県カーリサイクル協同組合への支援要請)

支援要請日	年 月 日	市町村名	
担当者所属・ 氏名		連絡先	電話： FAX： メール：
実施希望日時 又は期間	年 月 日		
実施場所 (地図添付)	【放置車両】 GPS座標：		
障害物の種類、 数量	種類		
	数量		
災害状況及び要 請の内容	【放置車両移動希望先】 GPS座標：		
特記事項			

4 地震別の災害廃棄物発生量

「山梨県地震被害想定調査」及び「災害廃棄物対策指針 第3編資料編 技術資料 14-2」を基に、次のとおり地震別の災害廃棄物発生量（予測値）を示す。なお、冬の18時・風速8m/sの条件が最も地震被害棟数が多いため、当該条件下において、災害廃棄物量は、地震（揺れ）及び火災による推計式を用いて算出した。

○災害廃棄物発生量（予測値）

（単位：トン）

ケース	市町村	南海トラフの 巨大地震 (東側ケース)	首都直下地震M7 (立川市直下)	糸魚川-静岡 構造線断層帯 中南部区間	糸魚川-静岡 構造線断層帯 南部区間(Case1)	糸魚川-静岡 構造線断層帯 南部区間(Case2)	糸魚川-静岡 構造線断層帯 南部区間(Case3)	曾根丘陵断層帯 (Case1)	曾根丘陵断層帯 (Case4)
冬18時 8m/s	甲府市	2,424,098	118,063	838,244	696,502	3,295,353	1,367,675	5,289,192	3,865,796
	富士吉田市	140,826	22,918	11,715	22,123	10,828	5,257	28,554	79,883
	都留市	65,063	21,847	1,519	2,279	1,197	282	32,437	38,717
	山梨市	34,021	11,888	13,433	3,358	10,998	8,804	69,148	410,057
	大月市	15,154	26,304	674	173	454	60	27,635	20,169
	韭崎市	19,343	670	21,494	79,584	171,076	60,441	17,169	9,740
	南アルプス市	935,425	11,150	156,756	534,288	1,709,774	785,238	1,196,039	446,205
	北杜市	94,384	223	1,104,437	460,889	503,765	495,744	45,046	47,746
	甲斐市	156,066	823	25,051	59,964	451,540	93,357	434,881	64,313
	笛吹市	430,655	38,326	86,694	136,047	304,482	110,264	1,362,561	1,374,665
	上野原市	33,014	240,502	2,436	138	855	0	1,536	693
	甲州市	45,147	37,285	11,417	592	3,243	2,597	104,470	381,757
	中央市	425,114	10,652	102,113	331,402	682,670	286,210	645,302	615,386
	市川三郷町	581,784	11,892	44,409	285,625	449,777	199,936	399,966	202,643
	早川町	98,539	7	188	34,351	33,202	22,978	702	1,088
	身延町	589,565	1,949	454	81,034	111,190	68,348	33,699	27,366
	南部町	173,255	154	0	1,942	3,263	1,040	223	521
	富士川町	371,136	4,614	39,857	233,017	463,186	251,489	449,544	203,703
	昭和町	136,520	528	18,626	57,874	211,449	52,081	225,285	164,912
	道志村	551	1,358	4	40	27	13	212	188
	西桂町	10,834	907	185	489	218	158	2,027	7,517
	忍野村	31,580	14,977	1,339	3,641	3,938	3,110	6,494	8,988
	山中湖村	64,990	45,121	7,222	17,359	14,298	15,331	21,547	21,930
	鳴沢村	38,280	1,133	240	729	517	160	11,112	10,432
富士河口湖町	248,513	26,560	9,012	23,954	17,925	13,077	147,772	144,385	
小菅村	23	330	0	0	0	0	0	0	
丹波山村	100	1,464	0	0	0	0	0	0	
合計		7,163,979	651,644	2,497,519	3,067,395	8,455,225	3,843,652	10,552,554	8,148,801
ケース	市町村	身延断層 (Case1)	身延断層 (Case2)	塩沢断層帯 (Case1)	塩沢断層帯 (Case独自)	扇山断層	富士河口湖 断層帯	首都直下地震M8 (相模トラフ)	
冬18時 8m/s	甲府市	7,750	12,254	5,972	66,761	45,686	1,165,614	605,035	
	富士吉田市	102	149	28,589	44,832	7,279	243,254	247,235	
	都留市	26	76	17,354	14,063	36,139	159,248	272,294	
	山梨市	88	148	214	620	1,173	5,369	10,309	
	大月市	3	3	440	782	90,959	48,052	279,534	
	韭崎市	0	119	0	0	0	958	1,875	
	南アルプス市	2,590	7,394	0	411	0	142,371	48,996	
	北杜市	0	0	0	0	4	653	870	
	甲斐市	0	219	0	5	0	18,987	5,433	
	笛吹市	54	515	408	4,659	4,569	196,968	60,836	
	上野原市	0	0	328	429	89,871	42,013	1,049,131	
	甲州市	1	1	60	283	663	12,647	22,715	
	中央市	601	1,212	110	10,738	870	157,491	49,549	
	市川三郷町	3,397	5,893	194	780	38	81,889	53,925	
	早川町	2,314	3,462	0	0	0	16,335	1,089	
	身延町	9,361	13,896	0	0	2	98,452	5,964	
	南部町	18,548	18,694	0	0	0	264,568	2,664	
	富士川町	925	4,182	0	22	0	57,876	12,996	
	昭和町	36	44	0	561	48	26,243	13,408	
	道志村	8	8	1,212	1,398	2,947	1,317	18,932	
	西桂町	13	13	1,080	1,119	1,196	23,782	16,707	
	忍野村	2,796	3,082	68,590	50,839	10,386	34,684	38,167	
	山中湖村	14,494	14,388	155,220	140,993	26,128	83,085	106,960	
	鳴沢村	7	7	192	214	175	46,379	3,614	
富士河口湖町	6,177	6,609	13,769	18,352	16,881	185,587	70,078		
小菅村	0	0	0	0	0	33	606		
丹波山村	0	0	0	0	0	109	834		
合計		69,293	92,370	293,731	357,861	335,012	3,113,965	2,999,755	

【参考】

被害棟数（「山梨県地震被害想定調査結果」（令和5年5月）による）

（単位：棟）

ケース	市町村	南海トラフの巨大地震（東側ケース）			首都直下地震M7（立川市直下）			糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間			糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間(Case1)			糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間(Case2)			糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間(Case3)			曾根丘陵断層帯 (Case1)			曾根丘陵断層帯 (Case4)		
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
冬18時 8m/s	甲府市	18,699	15,432	2,337	618	15,432	2,337	5,968	9,627	2,337	4,793	9,172	443	26,225	17,175	2,956	9,012	12,838	2,346	39,873	16,580	9,503	28,140	15,468	7,489
	富士吉田市	939	1,594	176	179	1,594	176	90	135	176	177	211	-	83	124	-	38	77	-	185	412	25	441	790	231
	都留市	445	1,087	-	132	1,087	-	7	44	-	12	61	-	6	33	-	2	6	-	161	489	82	250	726	2
	山梨市	194	808	-	62	808	-	78	311	-	18	90	-	67	235	-	49	218	-	458	1,217	6	3,277	3,805	29
	大月市	95	306	-	174	306	-	4	18	-	1	5	-	2	13	-	0	1	-	203	373	-	148	267	-
	妻崎市	118	411	-	2	411	-	145	372	-	605	959	-	1,396	1,472	-	445	814	-	106	360	-	60	204	-
	南アルプス市	7,166	7,786	607	46	7,786	607	1,034	2,858	607	3,813	5,999	379	14,623	9,635	187	5,548	7,112	953	9,240	7,709	1,119	2,935	4,774	659
	北杜市	610	1,799	-	1	1,799	-	9,327	7,529	-	3,575	5,085	6	3,981	5,111	5	3,829	5,583	3	279	931	-	302	952	-
	甲斐市	1,078	2,487	12	3	2,487	12	140	613	12	394	1,049	10	3,358	4,830	206	611	1,688	8	3,159	4,439	328	430	1,136	-
	菅吹市	3,100	4,891	263	188	4,891	263	573	1,572	263	960	2,095	-	2,305	3,119	117	738	1,942	-	11,395	7,887	416	11,451	8,366	395
	上野原市	214	623	-	1,722	623	-	11	74	-	1	4	-	4	29	-	0	0	-	8	43	-	5	13	-
	甲州市	283	916	-	236	916	-	56	324	-	3	16	-	15	96	-	11	84	-	729	1,639	4	3,069	3,371	38
	中央市	3,153	3,162	472	45	3,162	472	734	1,486	472	2,534	2,817	210	5,674	3,348	366	2,070	2,655	279	5,268	3,349	424	4,995	3,353	408
	市川三郷町	3,916	2,740	1,426	62	2,740	1,426	294	800	1,426	2,013	2,027	461	3,162	2,365	895	1,497	1,937	118	3,078	2,371	428	1,453	1,955	198
	早川町	822	733	1	0	733	1	1	4	1	254	454	-	246	442	-	166	330	-	4	14	-	7	23	-
	身延町	4,989	3,669	61	11	3,669	61	2	14	61	580	1,196	-	829	1,441	-	491	997	-	234	543	-	180	504	-
	南都町	1,438	1,339	1	1	1,339	1	0	0	1	10	51	-	17	85	-	6	25	-	1	6	-	3	14	-
	富士川町	2,982	2,369	215	24	2,369	215	271	676	215	1,811	2,028	103	3,937	2,330	134	1,966	1,910	152	3,518	2,187	504	1,651	1,818	1
	昭和町	926	1,224	214	2	1,224	214	123	339	214	431	755	-	1,741	1,564	31	379	730	-	1,855	1,601	46	1,284	1,340	89
	道志村	3	11	-	8	11	-	0	0	-	0	1	-	0	0	-	0	0	-	1	3	-	1	3	-
	西桂町	72	193	-	5	193	-	1	6	-	2	15	-	1	7	-	1	7	-	11	49	-	49	142	-
	忍野村	232	432	-	95	432	-	6	43	-	17	107	-	19	113	-	15	93	-	34	175	-	52	209	-
	山中湖村	433	1,137	4	274	1,137	4	36	205	4	80	529	-	61	468	-	67	491	-	93	695	-	96	700	-
	鳴沢村	282	515	-	5	515	-	1	7	-	4	21	-	2	16	-	1	6	-	75	194	-	70	181	-
	富士河口湖町	1,825	2,282	213	165	2,282	213	59	167	213	155	456	-	108	391	-	71	334	-	964	1,289	284	1,152	1,340	12
	小豆村	0	1	-	2	1	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	丹波山村	0	3	-	10	3	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	合計	54,015	57,951	6,002	4,070	57,951	6,002	18,961	27,224	6,002	22,244	35,201	1,611	67,864	54,443	4,897	27,013	39,876	3,858	80,933	54,554	13,169	61,501	51,451	9,551
	ケース	市町村	身延断層帯 (Case1)			身延断層帯 (Case2)			塩沢断層帯 (Case1)			塩沢断層帯 (Case独自)			扇山断層帯			富士河口湖断層帯			首都直下地震M8 (相模トラフ)				
			全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数		
	冬18時 8m/s	甲府市	35	242	-	55	382	-	27	185	-	373	1,633	-	228	1,283	-	7,629	10,391	2,166	434	2,572	5,855		
		富士吉田市	0	3	-	1	4	-	216	340	3	235	536	127	51	117	-	1,907	2,483	18	1,279	2,089	884		
		都留市	0	0	-	0	2	-	112	329	-	85	304	-	223	648	21	1,212	1,840	13	1,459	2,352	904		
		山梨市	0	2	-	1	4	-	1	6	-	3	18	-	6	32	-	28	145	-	44	227	21		
大月市		0	0	-	0	0	-	3	7	-	5	14	-	704	1,013	1	942	721	-	2,253	2,305	53			
妻崎市		0	0	-	0	5	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	3	36	-	7	70	-			
南アルプス市		11	82	-	34	226	-	0	0	-	1	15	-	0	0	-	952	2,517	-	121	845	249			
北杜市		0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	2	24	-	3	22	2			
甲斐市		0	0	-	1	6	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	103	482	-	9	91	33			
菅吹市		0	1	-	2	19	-	2	13	-	24	128	-	17	162	-	1,444	2,700	-	119	868	381			
上野原市		0	0	-	0	0	-	2	5	-	3	8	-	660	1,226	-	278	760	-	7,005	4,868	2,652			
甲州市		0	0	-	0	0	-	0	1	-	1	9	-	3	19	-	77	268	-	107	337	66			
中央市		3	20	-	5	42	-	0	4	-	61	258	-	3	32	-	1,166	2,086	-	59	458	404			
市川三郷町		17	93	-	31	157	-	1	5	-	3	24	-	0	1	-	582	1,238	-	90	410	426			
早川町		16	39	-	23	63	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	109	289	-	7	20	-			
身延町		56	206	-	84	302	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	686	1,438	25	37	124	-			
南都町		117	373	-	118	376	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	2,289	1,453	5	14	69	-			
富士川町		5	26	-	23	104	-	0	0	-	0	1	-	0	0	-	391	1,000	-	63	307	13			
昭和町		0	2	-	0	2	-	0	0	-	3	18	-	0	2	-	183	420	-	6	90	128			
道志村		0	0	-	0	0	-	8	21	-	10	18	-	19	54	-	8	27	-	149	194	1			
西桂町		0	0	-	0	0	-	5	31	-	6	30	-	6	33	-	179	295	-	118	251	1			
忍野村		13	83	-	15	89	-	513	553	63	398	534	2	60	239	-	257	459	-	279	494	7			
山中湖村		62	471	-	61	468	-	1,222	1,432	34	1,096	1,370	35	124	771	-	610	1,133	-	796	1,349	8			
鳴沢村		0	0	-	0	0	-	1	6	-	1	7	-	1	6	-	348	589	-	19	97	-			
富士河口湖町		33	162	-	35	172	-	74	353	-	109	408	-	99	384	-	1,452	1,940	8	439	1,053	71			
小豆村		0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	1	-	4	14	-			
丹波山村		0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	3	-	5	19	-			
合計		369	1,805	-	488	2,425	-	2,189	3,291	100	2,416	5,333	163	2,205	6,021	22	22,239	34,737	2,235	14,925	21,594	12,160			

※被害棟数は、小数点以下の数字を含むことから、災害廃棄物発生量（予測値）は、上記の表をそのまま用いても計算と合わない場合がある。

5 災害等補助金事業関連情報

(1) 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

災害廃棄物処理事業の概要について	
補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金
対象事業	 <p> 災害等の発生 災害廃棄物の発生 海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着 【ごみ処理】 がれき等の災害廃棄物が大量に発生 【し尿処理】 家庭便所への汚水流入 避難所・仮設トイレのし尿 </p> <p> 補助対象範囲 災害等廃棄物の収集 → 仮置場 → 分別処理 → 前処理(選別・砕砕等) → 可燃物処理(焼却・埋没等) / 不燃物処理(焼却処分等) / 家電等リサイクル → リサイクル(リサイクル工場等) / し尿処理(し尿処理施設) ※家庭便所への汚水流入による場合は、維持分として標準容量の1/2を補助対象から除外。 </p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
要件	政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上 降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの等
補助率	1/2
地方財政措置	<通常災害時> 地方負担の80%について特別交付税措置 <激甚災害時> 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置
根拠条文	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

出典：環境省HP「災害廃棄物対策情報サイト 国の補助スキームについて（補助金）」

【特記事項】

補助金の対象となる判断項目

補助金の対象の判断は主に次の項目が主眼となる。

- 対象となる災害か
 - ・ 気象データを基にその地域が災害要件に当たるか。
 - 限度額を満たしているか
 - ・ 市町村の規模に応じた限度額以上の費用であるか。
 - 対象となる費用か
 - ・ 補助対象となる項目に該当する費用であるか。
 - ・ 市町村が生活環境保全上必要と判断し実施した事業費であるか。
- ※ 補助対象となる項目は災害の規模・種類に応じて変動することがあるので、随時確認が必要。

(例)

損壊家屋の撤去費用は、原則は全壊家屋のみが補助金対象であるが、激甚災害や特定非常災害に指定される場合、半壊以上の家屋も補助金対象となる。

【参考】

災害報告書に添付が必要な資料と留意点

災害報告書作成にあたっては次の表に示す資料が必要となることから、留意点も併せて示す。

表：災害報告書の添付資料と留意点

資料名	内容	留意点
災害時の気象データ	気象台や県及び市町村などが測定した公的なデータ	補助金の採択要件を満たした災害の規模であるかを確認する大前提となる資料であるため、客観性が必要。
地図・図面	被災場所、気象観測地点、仮置場、廃棄物処理施設が示された地図・図面	被災場所が上述の気象災害が生じた地点と乖離がないか、示すことが必要。
被災状況の写真	次の2種類の写真が必要。 「被災現場」：道路の冠水や河川の増水、土砂崩れなど被害状況が確認できる。 「仮置場」：仮置場の状況や災害廃棄物の収集・運搬・処理の状況が確認できる。	・とにかく初期段階より被災状況を多く記録に残しておくことが重要。 ・被災現場であれば、河川の増水や土砂崩れにより家屋に被害が及んでいることが明確に示せる写真が必要。 ・損壊家屋の解体・撤去を実施する際も、解体が必要であることが見て分かるような写真が必要。 ・仮置場であれば、品目ごと分類された置き場の写真を撮影する必要がある。
事業費の根拠資料	次の資料が必要。 「単価の根拠となる資料」：積算単価が確認できるもの（見積書や委託契約書、設計図書など） 「員数の根拠となる資料」：作業日報や運行記録、処理伝票など	単価や数量の妥当性を確認する必要がある。

(2) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の概要

廃棄物処理施設災害復旧事業の概要について

補助金名	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金				
災害原因	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたもの				
対象事業	<p>次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。</p> <p>① 一般廃棄物処理施設 ② 浄化槽（市町村整備推進事業） ③ 産業廃棄物処理施設 ④ 広域廃棄物埋立処分場 ⑤ PCB廃棄物処理施設</p>	イメージ図			
補助対象から除外されるもの	<p>① 1施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの</p> <p>② 事務所、倉庫、公舎等の施設</p> <p>③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの</p> <p>④ 維持工事とみられるもの</p> <p>⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの</p> <p>⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>⑧ 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。</p> <p>⑨ 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。</p> <p>⑩ 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。 イ. 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。 ロ. 当該年度に整備計画のあるもの。 ハ. 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。</p> <p>⑪ 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。</p> <p>⑫ 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。</p>				
補助先	都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社				
限度額	<p>一般廃棄物処理施設</p> <p>・市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円</p>	<p>浄化槽（市町村整備推進事業）</p> <p>・市町村 40万円</p>	<p>産業廃棄物処理施設</p> <p>・都道府県、市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円</p>	<p>広域廃棄物埋立処分場</p> <p>・市町村、広域臨海環境整備センター 150万円</p>	<p>PCB廃棄物処理施設</p> <p>・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 150万円</p>
補助率	1/2				

出典：環境省HP「災害廃棄物対策情報サイト 国の補助スキームについて（補助金）」

6 災害廃棄物処理実行計画関連情報

令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画（令和6年2月策定）
における目次は次のとおり。

第1章 被害の状況

- 1.1 地震概要
- 1.2 建物被害状況
 - (1) 建物等の被害
 - (2) 応急危険度判定

第2章 基本方針

- 2.1 基本方針の位置づけ
- 2.2 処理の対象
- 2.3 処理主体
- 2.4 災害廃棄物の発生推計量
- 2.5 処理期間
- 2.6 処理の基本的な考え方
- 2.7 財源
- 2.8 実施体制

第3章 処理実行計画

- 3.1 災害廃棄物等の発生推計量
 - (1) 市町別の推計結果
 - (2) 種類別の発生推計量
- 3.2 災害廃棄物処理の基本事項
 - (1) 役割分担
 - (2) 再生利用
 - (3) 広域処理
 - (4) 関係団体との連携
 - ① 損壊家屋等の解体撤去
 - ② 災害廃棄物の処理
 - (5) 処理フロー
 - (6) 種類ごとの処理方法
 - ① 災害廃棄物の性状と処理方法
 - ② 処理困難物等の処理方法
 - (7) 仮置場の設置・運営
 - ① 仮置場設置状況
 - ② 仮置場の管理
- 3.3 損壊家屋等の解体撤去
 - (1) 損壊家屋等の解体
 - (2) 公費解体の期間、解体にあたる人員
- 3.4 処理スケジュール
 - (1) 全体工程
 - (2) 計画の見直し

7 県への事務委託に係る規約（例）

〇〇〇と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 〇〇〇は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の処理のうち、平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を熊本県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、熊本県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担等）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、〇〇〇が負担する。

2 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、〇〇〇と熊本県とで協議して定める。

3 委託事務の管理及び執行により生ずる収益の取扱いについては、〇〇〇と熊本県とで協議して定める。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第4条 熊本県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ〇〇〇に通知するものとする。

（補則）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、〇〇〇と熊本県とで協議して定める。

附 則

この規約は、平成28年〇〇月〇〇日から施行する。

出典：「平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録」

8 廃棄物処理法特例制度一覧

非常災害時における廃棄物処理に関する特例措置として、法に次の規定が整備されている。

(1) 市町村による一般廃棄物処理施設の設置についての特例

非常災害時に市町村が設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、市町村が法第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画に定めようとするとき、あらかじめ知事と次の①～⑥の事項について協議し、その同意が得られていた場合には、発災後、当該施設を設置するときに知事にその旨の届出をすれば、最大60日間（最終処分場：60日間、その他の施設：30日間）の法定期間を待たずに、その同意に係る施設を設置することができることとされている。（法第9条の3の2）

なお、生活環境影響調査の縦覧等の手続については、市町村が定めた条例に則り行うこととなる。

<協議事項>

- ① 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- ② 一般廃棄物処理施設の種類
- ③ 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- ④ 一般廃棄物処理施設の処理能力
- ⑤ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ⑥ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

(2) 市町村から処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設設置についての特例

平時には、民間事業者が一般廃棄物処理施設を設置する場合、知事の許可が必要になるが、非常災害時には、市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者が当該廃棄物を処理するために一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く）を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同じく、知事への届出で足りることとされている。（法第9条の3の3）

(3) 一般廃棄物委託基準についての特例

平時には、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、受託者が処理を再委託することは禁止されているが、非常災害時において、市町村が非常災害により発生した廃棄物の処理を委託する場合に、委託者が環境省令で定める基準に従って他人に委託する場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができることとされている。（法施行令第4条第3号）

<環境省令で定める基準>

- ① 再委託する業務の委託料が業務の遂行に足りる額であること
- ② 再受託者が次のいずれにも該当すること
 - ・再委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員、財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること
 - ・欠格要件に該当しないこと
 - ・市町村と受託者との間の契約書に再委託先として記載されていること 等
- ③ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう再受託者に対し、必要かつ適切な監督を行うこと 等

(4) 非常災害時の産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例

平時には、法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理するときは、一般廃棄物の処理を開始する30日前までに知事にその旨を届け出ることとされているが、非常災害時に必要な応急措置として、同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合には、知事への事後の届出で足りることとされている。(法第15条の2の5第2項)